

津久見市奨学資金制度が変わります!

津久見市教育委員会では、みなさんの修学を応援するため奨学生を募集いたします。来年度は、新たな制度を加え、利用促進を目指して奨学資金制度を大幅に見直しました。申込要領等は、下記のとおりとなっています。奨学資金を受けるためには資格要件等がありますので、詳細については津久見市ホームページをご覧ください。教育委員会管理課までお問い合わせください。

【贈与分】

●名称	●募集人員	●応募資格	●贈与金額
高校生等	13名 ※津久見高校希望者の優先枠あり	平成28年度に高等学校等に進学を予定する者(高等専門学校は1～3年生)	毎月4,000円 (※返還不要です。)
津久見市後藤重信奨学資金 (新制度)	平成28年度から奨学生の贈与分に上乗せします。 1年生 毎月1,000円、2年生 毎月2,000円、3年生 毎月3,000円		

※津久見市後藤重信奨学資金とは？

市報つくみ10月号でご紹介したとおり、津久見市出身の後藤幹子さんからの寄附を基に、夫の(故)重信さんのお名前で、新たな奨学資金制度を設立します。この奨学資金は、幹子さんの意向により、経済的な事情で修学が困難な高校生等への支援のため「高校生等」への贈与分にそれぞれの学年へ、上記金額をさらに上乗せして贈与する制度です。



【貸与・貸付分】※「大学生等」は、平成28年4月1日以降の貸与から対象となります。

●名称	●募集人員	●応募資格	●貸与・貸付金額 (※無利子です。)
大学生等	6名	大学生、短期大学生、高等専門学校生(4、5年生)並びに各種養成所又は養成施設に入学または在学する者	月額3万円 月額5万円の選択制
津久見高校入学準備金	10名	平成28年度に津久見高校に入学を希望する対象生徒の保護者	対象生徒一人当たり 10万円 (平成28年3月末貸付予定)

【その他の主な変更点】

- 1. 定住促進のための返還免除の特例** 大学生等貸与分の貸与終了後、返還義務者が一定期間継続して市内に居住した場合は、申請により返還金額の一部を免除することができます。
- 2. 家計基準の緩和** 所得制限の算定方法が変わり保護者等の所得制限の範囲が広がりました。
- 3. 他の奨学資金制度との併用** 他の奨学資金制度を利用しても全額、贈・貸与等を受けることができます。

○申込期限 平成28年2月29日(月) ○申込場所 教育委員会管理課
○申し込み後、「学力基準・家計基準・人物概要」を判定し、選考委員会で決定します。

●申込・問い合わせ先 / 教育委員会 管理課(図書館2階) ☎82-9525
<http://www.city.tsukumi.oita.jp/site/kyouiku/>